

## 議案第 5 号

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、令和 4 年度から白井市こども発達センターに嘱託医が必置になるため、条例の一部を改正するものです。

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

白井市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4 社会福祉法人会計指導監査員の項の次に次のように加える。

こども発達センター嘱託医	年額	60,000円
	日額	30,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第5号資料

○白井市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号）新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表第4（第2条第4号関係）		別表第4（第2条第4号関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
社会福祉法人会計指導監査員	(略)	社会福祉法人会計指導監査員	(略)
こども発達センター嘱託医	年額 60,000円 日額 30,000円	(新設)	
保育園医	(略)	保育園医	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	